

# 大阪府理学療法士会 代議員選挙の選挙運動について

大阪府理学療法士会 選挙管理委員会

本書、選挙運動について記載し、以下を十分に確認し、違反にならないように注意してください。

## 【選挙運動について】

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する内容に関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は、立候補取消しを行うことがある。

## 【インターネットを利用した選挙運動の注意事項】

実施要綱記載の選挙運動について、インターネットを利用した場合における違反の具体例を以下に示す。下記以外の事項については、選挙管理委員会にて協議し、選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により、厳重注意、戒告、選挙権や立候補取消しを行うものとする。

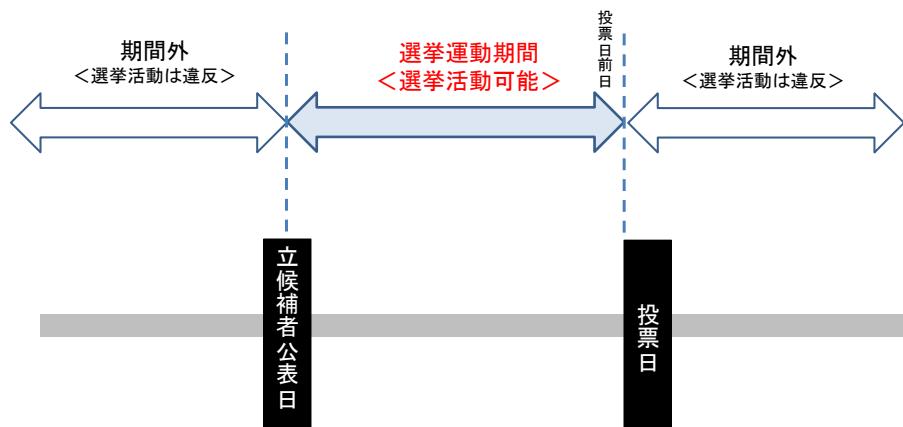
インターネットを利用した選挙運動の概要	立候補者(会員)	有権者(会員)	ブロックサイト
WEBサイト・ブログ 			
SNS   			
電子メール 			

\*電子メールは密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすい。さらに悪質な電子メール（ウイルス等）により、有権者に過度の負担かかる恐れがある。また、Web

については、基本的に自ら情報を求めてアクセスをすることから許容範囲とする。SNS を含む Web サイトを利用する方法は、選挙運動が衆人環視の下で行われるので、許容範囲とする。しかしながら、他の立候補者への誹謗中傷する内容は選挙違反になるので注意してください。

#### 【選挙活動期間】

選挙活動が可能な期間は、立候補者の公表日から投票日前日までです。それ以外の期間で選挙活動がみられた場合には、選挙違反となる可能性があります。Web サイトの更新は投票日前日までとして、投票開始日以降の更新はできません。



#### 【禁止されている選挙運動】

- ・立候補者および有権者が電子メールを利用すること
- ・選挙運動期間外の選挙運動
- ・立候補者に関して虚偽の事項を公にした者
- ・悪質な誹謗中傷行為
- ・職場や自宅への電話での投票依頼
- ・戸別訪問
- ・ビラの配布。
- ・支部、ブロックなどによる団体で共有している Web、SNS を利用した選挙運動

#### 【範囲内の選挙活動】

- ・府士会ホームページになる電子投票システム内にある立候補趣旨を含む文書の公表
- ・勉強会や講習会による遊説活動（主催者は各支部の立候補者が平等となるような配慮をすること）